茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和5年台風第13号(以下「台風」という。)により被害を受けた県内事業者の復旧を促進し、もって地域経済の再建を図るため、施設及び設備等の復旧に要する費用について、予算の範囲内において茨城県被災事業者再建支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小規模事業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者のいずれにも該当する者のうち、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に該当する別表第1に掲げる者をいう。

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する小規模事業者をいう。

ア 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する 法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項第1号に規定する一の大企業者(以下「大 企業」という。)が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資して いる小規模事業者

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している小規模事業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している小規模事業者

(3) 被災市

日立市、高萩市及び北茨城市をいう。

(4) 被災施設

事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の建物のうち、台風による被害を受けたものをいう(専ら事業の用に供する部分に限る)。

(5) 被災設備等

専ら事業の用に供する機械設備、車両であって、小規模事業者の償却資産として計上 するもののうち、台風による被害を受けたものをいう。

(6) 復旧

被災施設及び被災設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

(交付対象者)

第3条 本要綱において、補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の

各号の全ての要件に該当しなければならない。

- (1) 被災市内の事業所(事業用資産含む)が台風の被害を受け、かつ、被害を受けたことについて公的な証明を受けた小規模事業者であること。
- (2) みなし大企業でないこと。
- (3) 補助対象となる経費の全額を負担すること。
- (4) 県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 事業継続計画 (BCP) 又は事業継続力強化計画を策定済み、又は第 17 条で定める 実績報告書の提出までに策定していること。
- (7) 資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者でないこと。
- (8) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2 条第1号から同条第3号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) に規 定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(補助対象経費)

- 第4条 本要綱における補助対象となる経費は、申請者が作成した別表第4の②で定める 復旧計画書(様式第2号)に基づく事業再建に不可欠な経費のうち、別表第2に掲げる経 費とする。ただし、国、県又は市町村の他の補助金等を活用する施設及び設備等に係る経 費を除く。
- 2 台風による被害を受けた施設、設備等の滅失又は毀損によって補助対象者が受けるべき保険金及び共済金等(以下「保険金等」という。)がある場合、当該受取保険金額を補助対象経費から控除する。
- 3 補助金の交付を受けて復旧する施設や設備等は、被災前と同等の状態に戻すための修 繕を原則とする。ただし、修繕が不能であることを証明する書類を提出し、知事が認め る場合は、新規購入等による復旧を認めるものとする。この場合において、新品又は中 古品を問わず、復旧の対象と同一の数量、目的及び用途であることとする。
- 4 補助金の交付を受けて復旧した施設や設備等は、被災時に設置されていた事業所(以下「被災事業所」という。)への再設置を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合には、この限りでない。
- 5 次の各号に掲げるものは、補助対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 補助対象経費と補助対象外経費の支払の区別が難しいもの
- (3) 保険が請求できるにもかかわらず、請求を行わないでいる経費
- (4) 被災時に存在しなかった施設や設備等に係る経費
- (5) 次条に定める補助対象期間内に復旧を完了できなかった施設、設備等に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象外経費その他それと同等・同類のもの

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和5年9月8日から交付決定を行った歳出予算の効力が有する日までの間において知事が認める日とする。

(補助率等)

第6条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費の3分の2以内とする。

(補助金の上限等)

第7条 補助金の上限額及び下限額は、別表第3のとおりとする。なお、別表第3中「復旧に要する費用の区分」は、第4条で定める補助対象経費のうち、同条第2項で定める保険金等を控除しない費用とする。

(補助回数の制限)

第8条 補助金の交付は、一の小規模事業者に対し1回までとする。

(交付申請書等の提出)

- 第9条 申請者は、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)及 び別表第4に掲げる書類を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
 - 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第10条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付決定を行い、茨城県被災事業

者再建支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税 等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、 適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金 に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、 その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 知事は、補助事業者(補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。)が 復旧計画書に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備等であって、台 風による被害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、書類等 による確認が可能で、内容が適正と認められる場合には、補助金の対象とすることがで きる。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及び これに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとすると きは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提 出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

- 第12条 補助事業者は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。) の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ茨城県被災事業者再 建支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書(様式第4号)及び別表 第5に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微 な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に定めるところによる。ただし、別表第3 に定める「復旧に要する費用の区分」に変更がない場合に限る。
 - (1) 事業の内容に変更がなく、補助対象経費の合計額が増加しない場合
 - (2) 事業の内容の一部を取りやめる場合
 - (3) 復旧計画の細部を変更する場合
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様

式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる とき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、茨城県被災事業者再建支援 事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を 受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第 15 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 知事が第 18 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに 基づいて債権の譲渡を行い、知事に対し、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 467 条又は 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。)第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行 う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げ る異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、 債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法 第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は 異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響 が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議に より決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、 知事が行う弁済の効力は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)に基づき知事が 会計管理者に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第7号) により、速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了(当該補助事業に係る復旧に要する費用全額の支払 完了をもって補助事業の完了とみなす。)後、知事が定める提出期限までに、茨城県被災 事業者再建支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)及び別表第6に掲げる書類を知 事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税 額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を確定して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第18条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて 現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 補助事業者は、知事が実施する実績報告書等に係る調査及び調査により必要となった 書類の提出等に協力しなければならない。
- 3 知事は第1項の規定により交付額を確定した場合は、茨城県被災事業者再建支援事業 費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に金額を通知する。

(補助金の支払)

- 第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、茨城県被 災事業者再建支援事業費補助金精算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければな らない。

(交付決定等の取消し等)

- 第20条 知事は、第13条による承認をしたとき又は第14条による報告を受けたときは、 第10条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができ る。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの 要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付 した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、

その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を 整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間 保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還については、第20条第5項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第23条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第 24 条 規則第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する知事が指定する、又は定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償 却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)を勘案して、知事が別に 定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得し 又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他

の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。) ときは、様式第12号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(その他必要な事項)

第25条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

別表第1 (第2条第1号)

業種	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他業種(②~⑤を除く)	20 人以下
② 卸売業	5人以下
③ サービス業	5人以下
④ 小売業	5人以下
⑤ 宿泊業、娯楽業	20 人以下

※金融業、農業、林業、漁業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・ 財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、全ての組合等は、上記に該当 しない。

別表第2 (第4条)

経費区分	内容
施設修繕費	ア 被災施設の修繕に要する経費 イ その他、被災施設の修繕に伴う、知事が必要と認める経費
設備修繕・購入費	ア 被災設備等(業務用車両を除く。以下同じ。)の修繕に要する経費 イ 被災設備等が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度 の機能を有する設備等の購入に要する経費(被災設備等の修繕が困難 であると知事が認めた場合に限る。) ウ 被災設備等の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災設備修繕・購入に伴う、知事が必要と認める経費
車両修繕・ 購入費	ア 被災業務用車両の修繕に要する経費 イ 被災業務用車両が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する業務用車両の購入に要する経費(被災業務用車両の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。) ウ 被災業務用車両の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災業務用車両修繕・購入に伴う、知事が必要と認める経費

別表第3 (第7条)

復旧に要する費用の区分	補助上限額	補助下限額
5,000 万円以上	1,000万円	
1,000 万円以上~5,000 万円未満	700 万円	50 F M
500 万円以上~1,000 万円未満	200 万円	50 万円
100 万円以上~500 万円未満	50 万円	

^{※「}復旧に要する費用」が100万円未満の場合、本補助金の対象としない。

別表第4(第9条第1項)

7	21. (211.21. 2.0				
	交付申請時の提出書類				
1	交付申請書(様式第1号)				
2	復旧計画書(様式第2号)、被災施設等一覧表(様式第2号(別紙1))				
	【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))				
3	その他知事が別に定める書類				

別表第5 (第12条第1項)

	変更承認申請時の提出書類				
1	変更承認申請書 (様式第4号)				
2	被災施設等一覧表(様式第2号(別紙1))				
	【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))				
3	その他知事が別に定める書類				

別表第6 (第17条第1項)

	実績報告時の提出書類
1	実績報告書(様式第8号)
2	復旧実績報告書(様式第2号)、被災施設等一覧表(様式第2号(別紙1))
	【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))
3	その他知事が必要とする書類

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者職氏名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金にかかる事業を下記のとおり行いますので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額等

①復旧に要する費用	円
<様式第2号(別紙1)のG欄合計>	
②補助上限額<①の金額の区分>	円
5千万円以上 1千万円	
1千万円以上~5千万円未満 700万円	
500万円以上~1千万円未満 200万円	
100万円以上~500万円未満 50万円	
③受取保険金等	円
<様式第2号(別紙1)のH欄合計>	
④補助対象経費	円
<様式第2号(別紙1)の I 欄合計>	
⑤補助金交付申請額	円
<(④×2/3) と②のいずれか小さい額>	

- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分 復旧計画書(様式第2号)のとおり
- 3 補助事業完了予定期日令和 年 月 日
- 4 誓約・同意事項 別紙のとおり

(1) 誓約事項 下記事項について誓約します。

次の支給要件を全て満たすこと。 ・被災市内の事業所(事業用資産含む)が台風の被害を受け、かつ、被害を受けたことについて公的な証明を受けた小規模事業者であること。 ・みなし大企業でないこと。 ・補助対象となる経費の全額を負担すること。 ・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者	ト記事と	貝について誓約します。
けたことについて公的な証明を受けた小規模事業者であること。 ・みなし大企業でないこと。 ・補助対象となる経費の全額を負担すること。 ・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第 17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		次の支給要件を全て満たすこと。
・みなし大企業でないこと。 ・補助対象となる経費の全額を負担すること。 ・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第 17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 、次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・被災市内の事業所(事業用資産含む)が台風の被害を受け、かつ、被害を受
・補助対象となる経費の全額を負担すること。 ・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第 17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(係例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		けたことについて公的な証明を受けた小規模事業者であること。
・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第 17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている 者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円 を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の 他の補助金等を活用していないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。) 第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同 条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同 条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同 条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同 条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある 小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託 営業」を行う者		・みなし大企業でないこと。
 ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 		・補助対象となる経費の全額を負担すること。
・事業継続計画 (BCP) 又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第 17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。
17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 ・資本金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15 億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
 ・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 		・事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第
者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15 億円を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること。
を超える者でないこと。 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・資本金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている
 ・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 次の不支給要件に該当しないこと。 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 		者や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15 億円
他の補助金等を活用していないこと。		を超える者でないこと。
次の不支給要件に該当しないこと。		・本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の
 ・茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 		他の補助金等を活用していないこと。
第2条第1号から同条第3号に規定する者 ・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		次の不支給要件に該当しないこと。
・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。)
□ 条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。) に該当する者がある 小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号) に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託 営業」を行う者		第2条第1号から同条第3号に規定する者
小規模事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		・代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等(条例第2条第2号及び同
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者		条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当する者がある
号) に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託 営業」を行う者		小規模事業者
営業」を行う者		・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122
1 11 2		号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託
□ 本補助金の交付要綱を遵守します。また、申請内容に虚偽はありません。		営業」を行う者
		本補助金の交付要綱を遵守します。また、申請内容に虚偽はありません。

(2) 同意事項

下記事項について同意します。

I HUT ,	XIC 21 Character 18
	申請内容の裏付けとなる証拠書類を5年間保存すること。
	知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
	補助金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等を関係機関等に提供する場合があること。
	虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、補助金の返還を行うこと。
	補助金返還を命じられた場合には、返還命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。
	不正受給と判断された場合、申請者名、屋号等の公表や告訴等の措置をとる場合があること。
	修理不能設備や購入設備の確認のため、提出された書類に基づき、メーカーや 販売元に問い合わせる場合があること。
	本補助金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
	補助事業者は、補助事業により取得した所定の設備等の処分(目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等)について、一定の期間、制限されること。

復旧計画書(復旧実績報告書)

1 復旧事業の概要

事業者の名称	
被災事業所の所在地	
業種 【産業分類(大分類)】	□ 製造業 □ 卸売業 □ 小売業 □ 建設業 □運輸業 □ 宿泊業 □ 飲食サービス業 □ 生活関連サービス業 □ その他サービス業 □ 医療・福祉 □情報通信業 □ その他(
資本金・出資金	円
事業概要 (主要製品、サービス、事業内容等)	
補助対象の復旧の概要 (施設、設備の名称・用途等)	
担当者職氏名及び連絡先	

2 経費の配分等

③補助金 ①補助上限額 ②補助対象経費 交付申請額※ ④自己負担 (別表第3の復旧 経費区分 (別紙1のI欄の合 $(2 \times 2/3) \ge 1$ に要する費用の区 のいずれか小さ (2-3)計額) 分に応じた額) い額 施設修繕費 設備修繕・購入費 車両修繕・購入費 合計

(単位:円)

※実績報告時は「補助金額」とすること。

<自己負担(上記④)に係る資金調達方法>

自己資金	銀行等からの融資	その他()	合計(上記④の額)

様式第2号(別紙1)

被災施設等一覧表

※別表2に該当する経費のみを記載してください。(消費税は補助対象外のため税抜の金額を記載)

※G欄の合計額で<u>補助上限額</u>を判定します。その内、I欄で「対象」にチェックした設備等の【G-H】の金額の合計が<u>補助対象経費</u>となります。

	1									
番号	区分	被災設備等の 名称・用途	設置場所 (市、字名)	被災設備等の概要 [施設:階高、床面積等] [設備等:型式、仕様、数量等]	被害状況	復旧方法	復旧に要する 費用(処分に伴 う収入を除く)	受取保険金の 金額	本補助金の 補助対象経費とす るものの金額	工事・購入 完了年月日 (予定日)
	A	В	С	D	E	F	G	Н	I	J
	□施設				□全壊	□修繕・修理	円	□受取済	□対象(G-H の額)	
	□設備				□一部損壊	□新品購入		<u> </u>		
	□車両					□中古品購入		□加入しているが、 保険額未確定		
								保険加入なし	□対象としない	
	□施設				□全壊	□修繕・修理	円	□受取済	□対象(G-H の額)	
	□設備				□一部損壊	□新品購入		円	m.	
	□車両					□中古品購入		□加入しているが、 保険額未確定		
								□保険加入なし	□対象としない	
	□施設				□全壊	□修繕・修理	円	□受取済	□対象(G-H の額)	
	□設備				□一部損壊	□新品購入		<u>円</u>		
	□車両					□中古品購入		□加入しているが、 保険額未確定		
								保険加入なし	□対象としない	
	□施設				□全壊	□修繕・修理	円	□受取済	□対象(G-H の額)	
	□設備				□一部損壊	□新品購入		円		
	□車両					□中古品購入		□加入しているが、	円	
								保険額未確定 □保険加入なし	□対象としない	
	□施設				□全壊	□修繕・修理	円	□受取済	□対象(G-H の額)	
	□設備				□一部損壊	□新品購入		<u> </u>		
	□車両				. ,	□中古品購入		□加入しているが、		
								保険額未確定 □保険加入なし	□対象としない	
(注)	(注) 1 必要に応じて行を追加して記入すること。					Ш				
	2 変更計画の場合は、変更前と変更後を比較できるように記入すること。					金額合計	円	円	円	
	3 設備の処分に伴う収入がある場合、G欄にはその額を控除した金額を記載すること。									

※別紙1に記載したもののうち、修理不能なものがある場合記載してください。

別紙1 の番号	被災設備等の 名称・用途	修理不能である理由	修理不能であることの確認先 (製造メーカー、販売店等)	新たに購入する設備等の 型式・仕様等	被災設備等と同等性能であるこ との確認先(製造メーカー、販 売店等)		う収入
		□修理用部品の調達が困難 □修理代金が著しく高い	会社名等:		会社名等:	□あり	
		□その他	担当者:		担当者:	(円)
			連絡先:		連絡先:	□なし	
		□修理用部品の調達が困難 □修理代金が著しく高い	会社名等:		会社名等:	□あり	
		□その他	担当者:		担当者:	(円)
			連絡先:		連絡先:	□なし	
		□修理用部品の調達が困難 □修理代金が著しく高い	会社名等:		会社名等:	□あり	
		□その他	担当者:		担当者:	(円)
			連絡先:		連絡先:	□なし	
		□修理用部品の調達が困難 □修理代金が著しく高い	会社名等:		会社名等:	□あり	
		□その他	担当者:		担当者:	(円)
		()	連絡先:		連絡先:	□なし	
		□修理用部品の調達が困難	会社名等:		会社名等:	□あり	
		□修理代金が著しく高い □その他	担当者:		担当者:	(円)
		()	連絡先:		連絡先:	□なし	

- (注) 1 必要に応じて行を追加して記入すること。
 - 2 変更計画の場合は、変更前と変更後を比較できるように記入すること。
 - 3 「被災設備等」と「購入設備等」の仕様・性能等が分かるもの(カタログ等)を添付すること。

様式第3号

番 号 年(20 年) 月 日

名称

代表者 殿

茨城県知事

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けで申請があった 茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の記載 のとおりとする。
- 2. 復旧に要する費用、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における復旧に要する費用、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

復旧に要する費用金円補助対象経費金円補助金額金円

- 3. 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4. 補助事業者は、交付要綱第1条に掲げる法令及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5. 補助金に係る消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る 補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定の通知のありました補助 事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、茨城県被災事業者再建支援 事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- (1)補助事業の内容

変更前	変更後

(注) 復旧計画書に準じて記入のこと。

(2) 経費の配分

経費区分	①補助上限額 (別表第3の復旧 に要する費用の区 分に応じた額)	②補助対象経費 (様式第2号(別紙1) のI欄合計)	③補. 交付申 (②×2/: のいずれ	語額 3) と① いか小さ	④自己負担 額 (②一③)			
施設修繕費								
設備修繕・購入費								
車両修繕・購入費								
合計								
<自己負担(上記)	<自己負担(上記④)に係る資金調達方法>							
自己資金	銀行等からの融資	その他()	合計	(上記④の額)			
				•				
【変更後】					(単位:円)			
			410	- 1 A				

経費区分	①補助上限額 (別表第3の復旧 に要する費用の区 分に応じた額)	②補助対象経費 (様式第2号(別紙1) のI欄合計)	③補助金 交付申請額 (②×2/3) と① のいずれか小さ い額	④自己負担 額 (②一③)
施設修繕費				
設備修繕・購入費				
車両修繕・購入費				
合計				

<自己負担(上記④)に係る資金調達方法>

自己資金	銀行等からの融資	その他 ()	合計(上記④の額)

(3)補助事業完了予定期日

 変更前
 年
 月
 日

 変更後
 年
 月
 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る 補助事業の中止 (廃止) 承認申請書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記の補助 事業を下記の理由により中止 (廃止) したいので、茨城県被災事業者再建支援事業費補 助金交付要綱第13条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助 事業について、下記のとおり事故があったので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助 金交付要綱第14条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上の要した経費 別紙様式第2号(別紙1)のとおり
- 3 事故の内容及び原因
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

※様式第2号(別紙1)の復旧に要する費用の欄に、支払済の額と未払額が分かるように記載すること。

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助 事業の遂行状況を茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づ き下記のとおり報告します。

記

補助金列	を付決定	事業遂行状況			
通知年月日	通知額	争耒珍门状况			

茨城県知事 殿

(申請者)住 所名 称代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金実績報告書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を完了(廃止)しましたので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 補助金額等

各種経費	計画額/交付決定額	実績額
①復旧に要した費用	円	円
<様式第2号(別紙1)のG欄合計>		
②補助上限額<①の金額の区分>	円	円
5千万円以上 1千万円		
1千万円以上~5千万円未満 700万円		
500万円以上~1千万円未満 200万円		
100万円以上~500万円未満 50万円		
③受取保険金等	円	円
<様式第2号(別紙1)のH欄合計>		
④補助対象経費	円	円
<様式第2号(別紙1)のI欄合計>		
⑤補助金額	円	円
< (④×2/3) と②のいずれか小さい額>		

- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分 別紙復旧実績報告書(様式第2号)のとおり
- 3 補助事業完了日令和 年 月 日
- 4 事業再開(予定)日令和 年 月 日

様式第9号

番 号 年(20 年) 月 日

名称 代表者 殿

茨城県知事

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付額確定通知書

令和 年(20 年) 月 日付けで申請のあった補助事業実績報告書に基づき、下記のと おり補助金の額を決定したので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第 18 条 第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

1 交付決定額 円

2 補助金確定額 円

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金精算払請求書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金

円

2 申請者名義の振込先口座に関する情報

振込先金融	機関名	本・支店名									
□銀行 □信用金庫 □信用組合 □農協 □労働金庫			□本店 □支店 □出張所								
金融機関コード		支店コード		種目	口座番号(右詰めで記入)						
				□普通							
				□当座							
フリガナ											
口座名義											

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(知事が確定通知書により通知した額) 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 補助金返還相当額(3-2) 円

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
 - 2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税 及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金に係る 取得財産等の処分承認申請書

令和 年(20 年) 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第24条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由